

募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制 定：平成13年10月1日
(最終改正：平成25年11月11日)
益茂証券株式会社

1. 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」をいいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」をいいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家のお客様につきましては、需要への参加状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。
 - (1) 新規公開株の場合
新規公開株のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として抽選により配分先を決定いたします。
 - ① 抽選は、ブックビルディング期間中に当社抽選口に行われた需要申告又はお客様からの配分の申込みを対象に、抽選日に当社が行います。この場合、原則として、お客様への配分予定数量の100%を当該抽選に付すことといたします。なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、まず1単元株を可能な限り多くのお客様に配分いたします。
 - ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告又は配分の申込み番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
 - ③ 抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。
 - ④ 抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨及び払込みの要領を対面又は電話でお知らせいたします。当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。
 - ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げること又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承ください。
 - イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合
 - ロ 個人顧客配分の申込み数量が当社における顧客への配分予定数量に満たない場合
 - ハ 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合
 - ニ 抽選を行う数量が5単位に満たない場合
 - ホ その他合理的な理由がある場合
 - (2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、次の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
 - ① 適合性の原則に関する基準
 - ・当社は、過去に投資経験が十分あり、さらに、新規公開株を含めた株式投資のリスクを十分ご理解いただいたお客様を中心に配分を行うこととしております。そのため、新規公開株の入手のために口座開設を申しられたお客様へは、証券総合取引申込書に記入された事項等をもってリスク許容度等について確認をさせていただきます。また、その際には前受け金等を全額または一部お預かりさせていただくこととしております。
 - ② 短期売買の排除に関する基準
 - ・当社は、新規公開株の公開後の株価動向、及び、新規公開株の特性を重視しております。そのため、長期安定的に保有していただけるお客様を中心に配分を行うこととしております。過去、当社で配分した後、直ちに売却を行っているお客様へは、長期安定的に保有していただけるお客様に比べて配分数量が少なくなりますので、御了承ください。
 - ③ ブックビルディングへの適切な参加に関する基準
 - ・当社は、新規公開株の配分においては、ブックビルディングへの適切な関与の状況を確認させていただき、適切な需要申告をしていただいているお客様を優先して配分を行います。そのため、過去に行われた新規公開株における需要調査において、お客様の申込み及びその需要申告が適切であったかどうかを確認させていただきます。なお、適切な需要申告とは、個別銘柄毎に当該銘柄の状況等を勘案の上で行っていただく申告を意味します。
 - ④ 営業部店毎に最終的な配分方針を決定する場合の基準
 - ・当社は、新規公開株の配分に当たっては、顧客ニーズを的確に勘案するとともに、証券投資についての知識・経験・資力・投資方針といったいわゆる「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、顧客の申込み条件や参加の積極性、商品リスクに対する認識度、当社との取引状況等を総合的に判断し、部店長が最終的に判断します。
 - (3) 新規公開株以外の場合
株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株の配分につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)の基準に合致するお客様による申込みを中心に配分することとしています。
4. 当社は、過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。
 - ・年間を通して新規公開株の配分は一人のお客様につき4回を上限としております。
 - ・原則として、前回新規公開株の配分を行ってから次の配分を受けられるまでに3ヶ月以上の期間を設けております。
 - ・抽選によらない方法による一顧客への配分につきましては、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量の原則10倍以内となるよう努めます。
5. 配分先は、ブックビルディングに需要申告をなされたお客様又はブックビルディングとは別に配分の申込みをなされたお客様の両者の中から決定いたします。（新規公開株の抽選による場合については、3. (1) ①を参照）ただし、お客様から申告又は申込みがなされた数量が当社の配分予定数量に満たない 場合には、申告又は申込みをされていないお客様にも、当社との取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。
6. 需要申告及び配分の申込みは、お取引店舗において対面又は電話でお受けいたします。
7. 需要申告の受付期間、受付方法、仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これらに需要申告及び配分の申込みの受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、当社のホームページ及び営業部店の店頭においてお知らせいたします。
8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合は、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。
9. 当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、金融商品取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、①発行会社が指定する者、②当社の役員、③当社に対して特定の利便を与える等、社会的に不公平を生じせしめる者、④未成年者（18歳以上で定職に就き、一定の収入があることが確認できる顧客を除く。）、⑤暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行わないこと、⑥新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、⑦空売りに係る有価証券の借入れの決済（金融商品取引法施行令第26条の6）を行う恐れがあると認められる顧客への配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。
なお、需要申告及び配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申告又は申込みはお受けいたしません。
10. 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき、配分規則に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。
11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。